

委任状

【受任行政書士】

所在地 神奈川県川崎市高津区久末 1 8 8 3 - 8
職名及び氏名 海事代理士・特定行政書士 高松 大
連絡先 電話：044-789-8441 F A X：044-789-8442
行政書士名簿登録番号 日本行政書士会連合会 登録第09090460号

私儀、行政書士法第一条の二及び同法第一条の三の規定に基づき、
特定行政書士高松大を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 古物営業法に基づく申請書の作成及び申請及び申請書類作成に係る代理人としての記名押印並びに代理人として補正，訂正，加除すること
(主たる営業所に係る届出等も含む)
- 上記の他，関係法令に基づく申請及び関連する必要な権限
- 当該委任に係る復代理人の選解任に関する一切の件

以下余白

令和 年 月 日

委 任 者	氏名 又は名称		印鑑
	現住所		
	連絡先	自宅	携帯電話

■行政書士法第一条の二

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

■行政書士法第一条の三

行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

一 前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続及び当該官公署に提出する書類に係る許認可等（行政手続法第二条第三号に規定する許認可等及び当該書類の受理をいう。）に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対してする行為（弁護士法第七十二条に規定する法律事件に関する法律事務に該当するものを除く。）について代理すること。以下略